

平成 26 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03 - 5208 - 5211)

WTI 原油価格連動型上場投信の約款変更のお知らせ

当社は、「WTI 原油価格連動型上場投信」(証券コード : 1671) について、投資信託約款の変更を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

変更内容およびその理由

追加設定および一部解約の申込口数の制限を引き下げることにより、流動性および利便性の向上を図ります。

約款変更の実施日

平成 26 年 10 月 9 日

以上

WTI原油価格連動型上場投信

投資信託約款の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成21年8月3日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上に対応する金額を条件として取得の申込を受付けることができるものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を2万口として、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、平成21年8月3日以降、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(10万口)以上に対応する金額を条件として取得の申込を受付けることができるものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を10万口単位として、委託者の指定する販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p>